

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 規則

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。  
平成19年12月7日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

### 埼玉県公安委員会規則第13号

#### 特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第5条第5号の規定による指定(以下「指定」という。)、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告、資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定)  
第2条 埼玉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、指定をしたときは、指定通知書(別記様式第1号)により、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)第28条第1項の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。  
2 公安委員会は、指定をしなかつたときは、不指定通知書(別記様式第2号)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書(別記様式第3号)を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。  
(公示事項の変更)  
第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書(別記様式第4号)を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)  
第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し(以下「取消し」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)

## 目次

### 規則

○特例施設占有者の指定等に関する規則 (会 計 課) 一

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 八

○ " " ( " " ) 八

○ " " ( " " ) 八

○職員情報関連システムのサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告 (システム調整室) 九

○上尾都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課) 一一

○大規模小売店舗の変更に關する告示 (商業支援課) 一一

○ " " ( " " ) 一二

○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (畜産安全課) 一三

○測量法に基づく公共測量の終了(用地課) 一四

○測量法に基づく公共測量の実施(用地課) 一四

○ " " ( " " ) 一四

○鷲宮町西大輪特定土地地区画整理事業の事業計画の変更認可(市街地整備課) 一四

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一四

○埼玉県収納代理金融機関の指定(出納総務課) 一四

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一五

○ " " ( " " ) 一五

○一般国道二百五十四号の区域の変更 (熊谷県土) 一五

○一般国道二百五十四号の供用の開始 ( " " ) 一六

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一六

### 雑報

#### 正誤

○埼玉県訓令第二十二号中訂正(人事課) 一六

に基づき聴聞を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書(別記様式第5号)により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書(別記様式第6号)を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書(別記様式第7号)により行うものとする。

(指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示は、指示書(別記様式第8号)により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、前項の指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を」とあるのは、「弃明の機会の付与を」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、特例施設占有者の指定等について必要な事項は、埼玉県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

第 号

指 定 通 知 書

住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

殿

年 月 日付で申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令第5条

第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

年 月 日

埼玉県公安委員会 余

印

別記様式第2号(第2条関係)(表面)

不指定通知書

第 号

住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令第5条

第5号の規定に基づき特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

1 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

2 指定をしない事由

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

(裏面)

1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(訴訟において埼玉県を代表する者は埼玉県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第3号(第2条関係)

第 号

特例施設占有者指定公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき次の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

1 住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

2 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第4号(第3条関係)

第 号

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

2 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

3 変更事項

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第5号(第4条関係)(表面)

第 号

指 定 取 消 通 知 書

住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

2 取消年月日

年 月 日

3 取消しをする事由

年 月 日

埼玉県公安委員会 印



(裏面)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(訴訟において埼玉県を代表する者は埼玉県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第6号(第4条関係)

第 号

## 特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名
- 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第7号(第5条関係)(表面)

第 号

## 報告等要求書

住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

殿

第25条第1項  
の規定に基づき、次のとおり  
第25条第2項  
の規定に基づき、次のとおり  
資料の提出を  
保管物件の提示を  
求める。

記

- 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲
- 報告を求める事項
- 提出を求める資料
- 提示を求める保管物件

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面)

- 1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(訴訟において埼玉県を代表する者は埼玉県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

別記様式第8号(第6条関係)(表面)

第 号

指 示 書

住所及び氏名若しくは所在地及び名称又は法人の代表者の住所及び氏名

殿

第26条第1項  
 遺失物法 の規定に基づき、次のとおり指示する。  
 第26条第2項

記

1 施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

2 指示事項

3 指示をする事由

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

(裏面)

- 1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して異議申立てをすることができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができません。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(訴訟において埼玉県を代表する者は埼玉県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、前記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)

# 告示

## 埼玉県告示第七百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県

NPO情報ステーション (<http://www.satimaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人埼玉成年後見センター  
いききネット

三 代表者の氏名  
風間 俊夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目  
一五番三号母子福祉会館内社団法人埼玉県手をつなぐ育成会内

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内の知的障害者の成年後見に関するあらゆる相談と支援を行うと共に、法人後見によって知的障害者が自己の人権を守り、必要なサービスを受けられるように適切な支援と介助を行い、知的障害者がすべての人々と同等に、心豊かな地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の推進に寄与することを目的とする。

## 埼玉県告示第七百七十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.satimaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法Japan Close-up  
Magicians' Association

三 代表者の氏名

田代 茂

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市上町一丁目三番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、奇術愛好家に対して、交流・発表の場を提供すること、及び、奇術の文化的価値に着目して、その資料整備・情報発信・普及活動を行うことで、広く公益に貢献することを目的とする。

## 埼玉県告示第七百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部



NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉総体動画配信支援センター

三 代表者の氏名

庄司 周

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一七番一三号

五 定款に記載された目的

この法人は、行政、企業、又は広く一般市民に対し、学術、文化、教育、芸術、スポーツ、まちづくりなどに関する活動を支援するため、インターネット通信や撮影手法などの技術研究を行いながら、動画、音声、文字などの情報を記録、提供する事業を行うことにより、情報化社会の健全な発展を図り、健康で文化的な社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オーシャンサポート 増田 正春

三 代表者の氏名

増田 正春

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市大字水深八百六十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等サービスを必要とする人たちに、日常生活

と社会参加を支援する事業を行い、地域において心身ともに安心して豊かな自立した生活を送ることができるよう

な社会の実現を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員情報関連システムのサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年3月3日(月)から5年間。ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部システム調整室長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

(2) 競争入札参加資格

(3) 競争入札参加資格

(4) 競争入札参加資格

(5) 競争入札参加資格

(6) 競争入札参加資格

(7) 競争入札参加資格

(8) 競争入札参加資格

(9) 競争入札参加資格

(10) 競争入札参加資格

(11) 競争入札参加資格

(12) 競争入札参加資格

者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり

- ㊦ 埼玉県ホームページを開く。
- ㊧ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- ㊨ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。
- ㊩ 「入札情報公開システム」を選択する。
- ㊪ 調達機関は「埼玉県」を選択する。
- ㊫ 部局名は「総務部」を選択する。
- ㊬ 課所名は「システム調整室」を選択する。
- ㊭ 「物品等」を選択する。
- ㊮ 「1 発注情報の検索」を選択する。
- ㊯ 検索ボタンをクリックする。
- ㊰ 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室職員情報関連システム開発担当 榎本、菅原 電話048-830-2262

(直通)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年1月18日(金) 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年1月17日(木) 午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部システム調整室 平成20年1月18日(金) 午前11時

なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成19年12月25日(火) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
3(2)の提出先まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定しない。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required : Lease of server equipment regarding integrated personnel management and information system.

(2) Time-limit for tender :

By the electronic tender system ; By 10 : 00 a.m., January 18, 2008

By registered mail must be received ; 5 : 00 p.m., January 17, 2008

In person ; 5 : 00 p.m., January 17, 2007

(3) Contact Information : Systems Adjustment Office, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Telephone 048-830-2262

埼玉県告示第七百八十一号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第

百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第七百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

羽生市川崎二丁目

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) イオン羽生ショッピングセンター

(変更後) イオンモール羽生

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一 他 一社 その他未定

(変更後) イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一  
株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫  
東京都世田谷区代田二の三十一の八 他百十八社

ハ 変更年月日  
平成十九年十月三十日

二 届出年月日

平成十九年十一月二十一日

二 縦覧期間

平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

町田ビル

鶴ヶ島市大字脚折百三十七番地の一他

埼玉県知事 上田 清 司

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場一から四 位置 図面省略 収容台数 百四十台

(変更後) 駐車場一から三 位置 図面省略 収容台数 百二十台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場一から四 位置 図面省略 出入口 二箇所 出口 一箇所

(変更後) 駐車場一から三 位置 図面省略 出入口 一箇所 出口 一箇所

ハ 変更年月日

平成二十年七月二十一日

二 届出年月日

平成十九年十一月二十一日

二 縦覧期間

平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 届出の概要等
  - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマNEW上福岡店  
ふじみ野市上福岡五丁目十番地十八
  - ロ 変更の概要  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前十時から午後九時  
(変更後) 午前九時から午後十時  
来客が駐車場を利用することができる時間  
(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分  
(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分

- ハ 変更年月日  
平成十九年十二月二十四日
- ニ 届出年月日  
平成十九年十一月二十二日

- 二 縦覧期間  
平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで
- 三 縦覧場所  
埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県西部産業労働センター  
意見書の提出
- 四 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- イ 意見書提出期間  
平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで
- ロ 意見書提出先  
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第一二九号)第十六条第二項及び埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程(昭和二十

六年埼玉県告示第二百五号)第二条第一項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。  
平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 開催期間

イ 講習  
平成二十年二月十二日から同月十五日まで、同月十八日から同月二十二日まで、同月二十五日から同月二十九日まで及び同年三月三日から同月六日までの十八日間

ロ 修業試験

平成二十年三月十日及び同月十一日の二日間

二 開催場所

熊谷市須賀広七百八十四番地  
埼玉県農林総合研究センター

三 講習の対象とする家畜の種類  
牛

四 講習の対象とする業務の種類

家畜体内受精卵移植の業務

五 受講資格

イ 家畜改良増殖法第十六条第一項の規定による牛についての家畜人工授精師の免許を受けている者で、かつ、現に牛についての家畜人工授精の業務に従事し、三年以上の経験を有する者

ロ 牛の飼養管理に経験を有する者

ハ 牛の改良増殖に熱意があり、本講習に係る業務についての免許を受けた後、当該業務に従事できる者

二 県内に居住する者

六 受講者数

五人程度

七 講習及び修業試験の内容

イ 講習

(1) 学科  
体内受精卵移植概論 八時間  
受精卵の生理及び形態 十六時間

体内受精卵の処理 十六時間  
受精卵の移植 八時間  
実習  
体内受精卵の処理 五十時間  
受精卵の移植 二十六時間

ロ 修業試験

学科については筆記により、実習については実地により行う。

八 受講手続

受講希望者は、平成二十年一月二十八日までに、次に掲げる書類(正副二部)を当該受講希望者の住所地を管轄する農林振興センターの長に提出すること。

イ 受講願書

ロ 住民票の写し

ハ 牛についての家畜人工授精師であることを証する書面

九 手数料の納付

二万七千円相当額の埼玉県証紙を受講願書にはり付けて納付すること。

十 受講の許可

受講の許可をしたときは、その旨を本人に通知する。

十一 その他

講習会について不明な点は、埼玉県農林部畜産安全課(電話〇四八―八三〇―四一七四直通)に照会すること。

埼玉県告示第七百八十五号

平成十九年埼玉県告示第六十号で公示した公共測量(航空写真撮影)は、平成十九年十月三十一日終了した旨測量計画機関の長である神川町長田村啓から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百八十六号

測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量(二千五百分の一修正図化)

三 作業地域

桶川市全域

四 作業期間

平成十九年十一月十三日から平成二十年三月二十六日まで

埼玉県告示第七百八十七号

測量計画機関の長である上尾市小泉土地区画整理組合理事長河原塚堯義から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

上尾市小泉土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量(二級、三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)

三 作業地域

上尾市大字小泉地内

四 作業期間

平成十九年十一月十五日から平成二十年三月二十一日まで

埼玉県告示第七百八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年二月四日から平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

鷲宮町大字西大輪字水口、字原、字杉内、字下出、字宿、字外野前、字川原、字古川の各一部  
鷲宮町大字東大輪字新道、字明德、字中島、字浅間下の各一部

四 事務所の所在地

鷲宮町大字外野字中島、字前、字深田の各一部

五 設立認可の年月日

昭和五十八年二月四日

六 変更認可の年月日

平成十九年十二月七日

埼玉県告示第七百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

指令東整第一九〇〇五六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月三日第八十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字築地前一五二〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市日の出町二―四  
坂戸不動産株式会社  
代表取締役 新妻 敏一

埼玉県告示第七百九十号

埼玉県の公金の収納事務を取り扱わせるため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第四項の規定に基づき、平成十九年十二月十日に収納代理金融機関として次のとおり指定する。

平成十九年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 金融機関の名称及び位置

株式会社千葉銀行

二 収納事務取扱店舗の範囲

千葉県千葉市中央区千葉港一番二号

三 収納事務取扱開始年月日

国内に所在する店舗

平成十九年十二月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

第一九〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月三十日

第一九〇一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字谷津八六〇

―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山五〇九―一

リリー青山二〇一

塚越 裕一

第一九〇一〇〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月三十日

第一九〇一一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字能増字都谷五五九

―六の一部、五五九―七の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字石橋一五二四―五

増田 圭亮

谷口建一

一 許可番号

平成十九年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲 史

一 道路の種類 国道

二 路 線 名 二百五十四号

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧 A	大里郡寄居町大字富田字庄ヶ入二四七三番一地先から同郡同町大字富田字杉ノ入二四二六番一地先まで		八・〇〇}	一五五・八〇	九四・三五	橋梁(蟹穴橋)架換えに伴う仮橋の設置である。
新 A			八・〇〇}			
新 B			一四・〇〇			

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成十九年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十九年十二月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二百五十四号	大里郡寄居町大字富田字庄ヶ入二四七三番一地从先から同郡同町大字富田字杉ノ入二四二六番一地从先まで	平成十九年十二月七日	延長九四・三五メートル。

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

指令杉整第一九〇一五九〇号  
二 検査済証番号  
平成十九年十一月三十日  
杉整第一二四九一―号

(新任命職)

埼玉県農林総合研究センター所長  
兼埼玉県農林総合研究センター水田農業研究所長

(現職)

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡鷲宮町大字久本寺字新田三  
三四一、三三五―三

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長  
榎本 恵 樹

一 許可番号  
平成十九年十一月二十一日

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡鷲宮町栄一―九一―リバー  
サイドパレス二〇二号  
野原 勇

埼玉県訓令第二十二号(平成十九年十一月三十日第九百三十二号)中訂正  
ページ 段 行 誤  
二 上 四 あった  
正 あった

雑 報

副部長級

平成十九年十二月一日付け

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一―号 〇四八―八二四―二二一―(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―(代表)